

平成十一年政令第百四十三号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項第四号及び第五号並びに第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

- 目次
- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 温室効果ガス算定排出量の報告（第五条―第八条）
- 第三章 株式会社脱炭素化支援機構の借入金及び社債発行の限度額に係る倍数（第九条）
- 第四章 割当量口座簿等（第十条―第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条・第二十二条）

附則

第一章 総則

（温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン）

第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第四号の政令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

- 一 トリフルオロメタン（別名HFC―二三）
- 二 ジフルオロメタン（別名HFC―三二）
- 三 フルオロメタン（別名HFC―四一）
- 四 一・一・二・二―ペンタフルオロエタン（別名HFC―一二五）
- 五 一・一・二・二―テトラフルオロエタン（別名HFC―一三四）
- 六 一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名HFC―一三四a）
- 七 一・一・二―トリフルオロエタン（別名HFC―一四三）
- 八 一・一・一―トリフルオロエタン（別名HFC―一四三a）
- 九 一・一―ジフルオロエタン（別名HFC―一五二）
- 十 一―ジフルオロエタン（別名HFC―一五二a）
- 十一 フルオロエタン（別名HFC―一六一）
- 十二 一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロパン（別名HFC―二二七e a）
- 十三 一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロパン（別名HFC―二二七e a）
- 十四 一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロパン（別名HFC―二二七e a）
- 十五 一・一・一・二・二・三―ヘキサフルオロプロパン（別名HFC―二二七e a）
- 十六 一・一・一・二・二・三―ヘキサフルオロプロパン（別名HFC―二二七e a）
- 十七 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五c a）
- 十八 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 十九 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 二十 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 二十一 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 二十二 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 二十三 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 二十四 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 二十五 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 二十六 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 二十七 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 二十八 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 二十九 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 三十 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 三十一 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 三十二 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 三十三 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 三十四 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 三十五 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 三十六 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 三十七 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 三十八 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 三十九 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 四十 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 四十一 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 四十二 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 四十三 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 四十四 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 四十五 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 四十六 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 四十七 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 四十八 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 四十九 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 五十 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 五十一 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 五十二 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 五十三 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 五十四 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 五十五 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 五十六 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 五十七 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 五十八 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 五十九 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 六十 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 六十一 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 六十二 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 六十三 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 六十四 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 六十五 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 六十六 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 六十七 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 六十八 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 六十九 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 七十 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 七十一 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 七十二 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 七十三 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 七十四 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 七十五 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 七十六 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 七十七 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 七十八 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 七十九 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 八十 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 八十一 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 八十二 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 八十三 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 八十四 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 八十五 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 八十六 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 八十七 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 八十八 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 八十九 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）
- 九十 一・一・一・二・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五f a）

（温室効果ガスたるパーフルオロカーボン）

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定めるパーフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

- 一 パーフルオロメタン（別名PFC―一四）
- 二 パーフルオロエタン（別名PFC―一六）
- 三 パーフルオロプロパン（別名PFC―一八）
- 四 パーフルオロシクロプロパン
- 五 パーフルオロブタン（別名PFC―二〇）
- 六 パーフルオロシクロブタン（別名PFC―二二）
- 七 パーフルオロペンタン（別名PFC―二四）
- 八 パーフルオロヘキサン（別名PFC―二六）
- 九 パーフルオロデカリン（別名PFC―二八）

（温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法）

第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法
 - イ 総排出量算定期間（温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）において燃料として使用された都市ガスの量（立方メートルで表した量をいう。）に、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下イにおいて同じ。）及びガス事業者以外の者の別に応じ、当該都市ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量
 - ロ 別表第一の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一メガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
 - ハ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下ハにおいて同じ。）及び電気事業者以外の者の別に応じ、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量
 - ニ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱の量（メガジュールで表した量をいう。）に、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下ニにおいて同じ。）及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、当該熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量
 - ホ 次に掲げる一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）に、総排出量算定期間において焼却された当該一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該一般廃棄物の区分に応じ当該一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該一般廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量
 - (1) 廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物に限る。） 六百二十四
 - (2) 廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く。） 七百五十四
 - (3) 廃棄物を原材料とする固形燃料（古紙又は廃プラスチック類を主たる原材料とするもの及び動物性の廃棄物又は植物性の廃棄物のみを原材料とするものを除く。） 二百一十一
- へ 次に掲げる産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）に、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。） 七百九十六
- (2) 廃プラスチック類 六百九十七
- ト イからへまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（動植物に由来するものを除く。）であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの
- 二 メタン 次に掲げる量を合算する方法
- イ 別表第二の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つてボイラーにおいて使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- ロ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つてガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。次号ハにおいて同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- ハ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つて家庭用機器（こゝろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が日常生活の用に供する機械器具をいう。次号ニにおいて同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- ニ 次に掲げる自動車ごとに、総排出量算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は小型自動車（同条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの ○・○○○○一〇
- (2) ガソリンを燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以上のもの ○・○○○○三五
- (3) ガソリンを燃料とする軽自動車（道路運送車両法第三条に規定する軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもの ○・○○○○一〇
- (4) ガソリンを燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○三五
- (5) ガソリンを燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○一五

- (6) ガソリンを燃料とする軽自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○一
- 一
- (7) ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもの ○・○○○○三五
- (8) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの ○・○○○○二〇
- (9) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以上のもの ○・○○○○一七
- (10) 軽油を燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○一五
- (11) 軽油を燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○〇七
- 七六
- (12) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもの ○・○○○○一三
- ホ 次に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つて本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 軽油 ○・二五
- (2) A重油 ○・二六
- (3) B重油又はC重油 ○・二八
- ヘ 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、一年間においてその体内から排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 牛 八十二
- (2) 馬 十八
- (3) めん羊 四・一
- (4) 山羊 四・一
- (5) 豚 一・一
- ト 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 牛 二十四
- (2) 馬 二・一
- (3) めん羊 ○・二八
- (4) 山羊 ○・一八

- (5) 豚 一・五
- (6) 鶏 〇・〇一一
- チ 総排出量算定期間において稲を栽培するために耕作された水田の面積（平方メートルで表した面積をいう。）に、当該水田の一平方メートル当たりの耕作に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・〇一六を乗じて得られる量
- リ 総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として一・三に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量
- ヌ 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 殻 〇・〇〇二一
- (2) わら 〇・〇〇二一
- ル 次に掲げる廃棄物ごとに、総排出量算定期間において埋立処分が行われた当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの、埋立処分後の分解に伴い排出されると見込まれるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 食物くず 百四十五
- (2) 紙くず 百三十六
- (3) 繊維くず 百五十
- (4) 木くず 百五十一
- ヲ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下水又はし尿（以下「下水等」という。）の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 終末処理場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。） 〇・〇〇〇八八
- (2) し尿処理施設（廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処理施設をいう。以下同じ。） 〇・〇三八
- ワ 総排出量算定期間における浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。次号力において同じ。）の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・五九に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量
- カ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 連続焼式焼却施設 〇・〇〇〇九五
- (2) 准連続焼式焼却施設 〇・〇七七

- (3) バッチ焼式焼却施設 〇・〇七六
- ヨ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 廃油 〇・〇〇〇五六
- (2) 汚泥 〇・〇〇九七
- タ イからヨまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生するメタンであって、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの
- 三 酸化二窒素 次に掲げる量を合算する方法
- イ 別表第五の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従ってボイラーにおいて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- ロ 別表第六の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従ってディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- ハ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- ニ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って家庭用機器において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- ホ 前号二（一）から（二）までに掲げる自動車ごとに、総排出量算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 前号二（一）に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二九
- (2) 前号二（二）に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇四一

- (3) 前号二(3)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二二
 (4) 前号二(4)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇三九
 (5) 前号二(5)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二六
 (6) 前号二(6)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二二
 (7) 前号二(7)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇三五
 (8) 前号二(8)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇〇七
 (9) 前号二(9)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二五
 (10) 前号二(10)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇一四
 (11) 前号二(11)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇〇九
 (12) 前号二(12)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二五
- へ 次に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量(キロリットルで表した量をいう。)に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 軽油 〇・〇〇七三
 (2) A重油 〇・〇〇七四
 B重油又はC重油 〇・〇〇七九
 (3) 総排出量算定期間において麻酔剤として使用された一酸化二窒素の量(キログラムで表した量をいう。)
- チ 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 牛 一・六一
 (2) 豚 〇・五六
 (3) 鶏 〇・〇二九三
- リ 次に掲げる耕地ごとに、総排出量算定期間において当該耕地において使用された化学肥料に含まれる窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該耕地の区分に応じ当該耕地における窒素のトン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該耕地ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 畑 九・七四
 (2) 水田 四・八七
- ヌ 次に掲げる農作物ごとに、総排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料(化学肥料を除く。)に含まれる窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素のトン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 野菜 九・七四
 (2) 水稲 四・八七
 (3) 果樹 九・七四
 (4) 茶樹 四十五・六
 (5) ばれいしょ 九・七四
 (6) 飼料作物 九・七四
- ル 総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一头当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・一八に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量
- ヲ 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量(キログラムで表した量をいう。)に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 殻 〇・〇〇〇〇五七
 (2) わら 〇・〇〇〇〇五七
- ワ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下水等の量(立方メートルで表した量をいう。)に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 終末処理場 〇・〇〇〇一六
 (2) し尿処理施設 〇・〇〇〇九三
- カ 総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・〇二二に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量
- コ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物のトン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 連続燃焼式焼却施設 〇・〇五六七
 (2) 准連続燃焼式焼却施設 〇・〇五三九
 (3) バッチ燃焼式焼却施設 〇・〇七二四
- タ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物のトン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 紙くず又は木くず 〇・〇一一〇
 (2) 廃油 〇・〇〇九八

- (3) 廃プラスチック類 〇・一七
 - (4) 下水汚泥 一・〇九
 - (5) 汚泥(4)に掲げるものを除く。 〇・四五
- レ イからタまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する一酸化二窒素であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの
- 四 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、次に掲げる量を合算する方法
- イ 総排出量算定期間において使用に供されていた自動車用エアコンデিশヨナー(当該物質が封入されたものに限る。)の台数に、当該自動車用エアコンデিশヨナーの一台当たり封入されている当該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した当該物質の量として〇・〇一〇に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量
- ロ 総排出量算定期間において廃棄された自動車用エアコンデিশヨナーに封入されていた当該物質の量(キログラムで表した量をいう。)から、当該封入されていた物質のうち回収され、及び適正に処理されたものの量(キログラムで表した量をいう。)を控除して得られる量
- ハ 次に掲げる製品ごとに、総排出量算定期間において当該製品の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量(キログラムで表した量をいう。)を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 噴霧器
- (2) 消火剤
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する当該物質であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの前条各号に掲げるパーフルオロカーボン 総排出量算定期間において排出されたそれぞれの物質の量のうち、実測その他適切な方法により得られるものを合算する方法
- 六 六ふつ化硫黄 次に掲げる量を合算する方法
- イ 総排出量算定期間において使用に供されていた変圧器、開閉器、遮断器その他の電気機械器具(以下「電気機械器具」という。)に封入されていた六ふつ化硫黄の量(キログラムで表した量をいう。)に、当該電気機械器具に封入されている一キログラム当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるキログラムで表した六ふつ化硫黄の量として〇・〇〇一に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量
- ロ 総排出量算定期間において電気機械器具の点検に伴い排出された六ふつ化硫黄の量(キログラムで表した量をいう。)
- ハ 総排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量(キログラムで表した量をいう。)から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量(キログラムで表した量をいう。)を控除して得られる量
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する六ふつ化硫黄であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの
- 2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号(第一号イ、ハ及びニを除く。)の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十条第一項の政府実行計画又は法第二十一条第一項の地方公共団体実行計画に係る温室効果ガス総排出量を算定することができる。

(地球温暖化係数)

第四条 法第二条第五項の政令で定める地球温暖化係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 二酸化炭素 一
 - 二 メタン 二十八
 - 三 一酸化二窒素 二百六十五
 - 四 トリフルオロメタン 一万二千四百
 - 五 ジフルオロメタン 六百七十七
 - 六 フルオロメタン 百十六
 - 七 一・一・一・二・二・二ペンタフルオロエタン 三千百七十
 - 八 一・一・二・二・二テトラフルオロエタン 千二百二十
 - 九 一・一・一・二・二テトラフルオロエタン 千三百
 - 十 一・一・二・二トリフルオロエタン 三百二十八
 - 十一 一・一・一・トリフルオロエタン 四千八百
 - 十二 一・二・二ジフルオロエタン 十六
 - 十三 一・一・一・ジフルオロエタン 百三十八
 - 十四 フルオロエタン 四
 - 十五 一・一・一・二・三・三・三ヘプタフルオロプロパン 三千三百五十
 - 十六 一・一・一・一・三・三・三ヘキサフルオロプロパン 八千六十
 - 十七 一・一・一・二・三・三ヘキサフルオロプロパン 千三百三十
 - 十八 一・一・一・二・二・三ヘキサフルオロプロパン 千二百十
 - 十九 一・一・二・二・三ペンタフルオロプロパン 七百十六
 - 二十 一・一・一・三・三ペンタフルオロプロパン 八百五十八
 - 二十一 一・一・一・三・三ペンタフルオロプロパン 八百四
 - 二十二 一・一・一・二・三・四・五・五・五デカフルオロペンタン 千六百五十
 - 二十三 パーフルオロメタン 六千六百三十
 - 二十四 パーフルオロエタン 一万千
 - 二十五 パーフルオロプロパン 八千九百
 - 二十六 パーフルオロシクロプロパン 九千二百
 - 二十七 パーフルオロプロパン 九千二百
 - 二十八 パーフルオロシクロプロパン 九千五百四十
 - 二十九 パーフルオロペンタン 八千五百五十
 - 三十 パーフルオロヘキササン 七千九百十
 - 三十一 パーフルオロデカリン 七千九百十
 - 三十二 六ふつ化硫黄 二万三千五百
 - 三十三 三ふつ化窒素 一万六千
- 第二章 温室効果ガス算定排出量の報告
- (特定排出者)
- 第五条 法第二十六条第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める者(以下「特定排出者」という。)は、次に掲げる者(第十号から第十六号までに掲げる者)であつて、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。とする。
- 一 事業所を設置している者であつて、その設置している全ての事業所(その者が法第二十六条第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあっては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。)の原油換算エネルギー使用量(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「省エネルギー令」という。)第二条第

二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下この条において「省エネルギー法」という。）第二百五条第二項に規定する特定貨物輸送事業者

三 省エネルギー法第十三条第二項に規定する特定荷主
四 省エネルギー法第一百七十七条第二項に規定する認定管理統括荷主（第八条第四項において単に「認定管理統括荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者（省エネルギー法第一百三十一条に規定する貨物輸送事業者をいう。次号において同じ。）に輸送させる貨物の年度の輸送量（省エネルギー令第十二条第一項で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量をいう。同号において同じ。）が三千万トンキロ以上であるもの

五 省エネルギー法第一百七十七条第二項に規定する管理関係荷主（第八条第七項において単に「管理関係荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が三千万トンキロ以上であるもの

六 省エネルギー法第二百二十九条第二項に規定する特定旅客輸送事業者
七 省エネルギー法第二百三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者（第八条第三項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計（省エネルギー令第十五条第一項で定める輸送能力の合計をいう。次号において同じ。）が三百両以上であるもの

八 省エネルギー法第二百三十四条第二項に規定する管理関係貨客輸送事業者（第八条第八項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計が三百両以上であるもの

九 省エネルギー法第二百三十三条第三項に規定する特定航空輸送事業者
十 二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴つて発生するものを除く。以下この号において同じ。）の排出を伴う事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。）として別表第七の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十一 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十二 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百六十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十三 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十四 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十五 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千五百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十六 三ふつ化窒素の排出を伴う事業活動として別表第十三の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万六千五百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの（法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所）

第六条 法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所は、次に掲げる事業所とする。
一 前条第一号に掲げる者が設置している事業所のうち、原油換算エネルギー使用量が千五百キロリットル以上であるもの

二 前条第十号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生するものを除く。）の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

三 前条第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

四 前条第十二号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百六十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

五 前条第十三号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

六 前条第十四号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出量に前条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

七 前条第十五号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千五百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

八 前条第十六号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万六千五百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの
（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法）

第七条 法第二十六条第三項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
一 エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素 次に掲げる特定排出者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法

イ 第五条第一号に掲げる者 次に掲げる量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより合算する方法
（1）算定排出量算定期間（法第二十六条第一項に規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ。）において事業活動に伴い燃料として使用された都市ガスの量（千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

（2）環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において事業活動に伴いその本来の用途に従つて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省

令・経済産業省令で定める単位で表した量(いう。に、当該区分に応じ当該燃料の一定該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

(3) 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量(キロワット時で表した量をいう。に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(4) 環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量(ギガジュールで表した量をいう。に、当該熱の区分に応じ当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

ロ 第五条第二号から第八号までに掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

(1) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い燃料として使用された都市ガスの量(千立方メートルで表した量をいう。に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(2) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(3) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い使用された他人から供給された電気の量(キロワット時で表した量をいう。に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 第五条第九号に掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

(1) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い燃料として使用された都市ガスの量(千立方メートルで表した量をいう。に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(2) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

二 二酸化炭素(前号に掲げるものを除く) 別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

三 メタン 別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

四 一酸化二窒素 別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

五 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

六 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

七 六ふつ化硫黄 別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

八 三ふつ化窒素 別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

2 特定排出者は、その事業活動に伴う前項各号に掲げる物質の排出量を実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法により算定することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号(第一号イ(1)、(3)及び(4)、ロ(1)及び(3)並びにハ(1)を除く。)に掲げる方法に代えて、当該実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

(法の規定の適用に係る技術的読替え)

第八条 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二十六条第一項(同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十八条第一項(同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は同法第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者(次項において単に「認定管理統括事業者」という。))にあつては、当該者に係る部分に限る。がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量については、法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二十八号	第二十八号	第二十八号
第一項	第一項	第一項
第二項	第二項	第二項
第三項	第三項	第三項
第四項	第四項	第四項
第五項	第五項	第五項
第六項	第六項	第六項
第七項	第七項	第七項
第八項	第八項	第八項
第九項	第九項	第九項
第十項	第十項	第十項
第十一項	第十一項	第十一項
第十二項	第十二項	第十二項
第十三項	第十三項	第十三項
第十四項	第十四項	第十四項
第十五項	第十五項	第十五項
第十六項	第十六項	第十六項
第十七項	第十七項	第十七項
第十八項	第十八項	第十八項
第十九項	第十九項	第十九項
第二十項	第二十項	第二十項
第二十一項	第二十一項	第二十一項
第二十二項	第二十二項	第二十二項
第二十三項	第二十三項	第二十三項
第二十四項	第二十四項	第二十四項
第二十五項	第二十五項	第二十五項
第二十六項	第二十六項	第二十六項
第二十七項	第二十七項	第二十七項
第二十八項	第二十八項	第二十八項
第二十九項	第二十九項	第二十九項
第三十項	第三十項	第三十項
第三十一項	第三十一項	第三十一項
第三十二項	第三十二項	第三十二項
第三十三項	第三十三項	第三十三項
第三十四項	第三十四項	第三十四項
第三十五項	第三十五項	第三十五項
第三十六項	第三十六項	第三十六項
第三十七項	第三十七項	第三十七項
第三十八項	第三十八項	第三十八項
第三十九項	第三十九項	第三十九項
第四十項	第四十項	第四十項
第四十一項	第四十一項	第四十一項
第四十二項	第四十二項	第四十二項
第四十三項	第四十三項	第四十三項
第四十四項	第四十四項	第四十四項
第四十五項	第四十五項	第四十五項
第四十六項	第四十六項	第四十六項
第四十七項	第四十七項	第四十七項
第四十八項	第四十八項	第四十八項
第四十九項	第四十九項	第四十九項
第五十項	第五十項	第五十項
第五十一項	第五十一項	第五十一項
第五十二項	第五十二項	第五十二項
第五十三項	第五十三項	第五十三項
第五十四項	第五十四項	第五十四項
第五十五項	第五十五項	第五十五項
第五十六項	第五十六項	第五十六項
第五十七項	第五十七項	第五十七項
第五十八項	第五十八項	第五十八項
第五十九項	第五十九項	第五十九項
第六十項	第六十項	第六十項
第六十一項	第六十一項	第六十一項
第六十二項	第六十二項	第六十二項
第六十三項	第六十三項	第六十三項
第六十四項	第六十四項	第六十四項
第六十五項	第六十五項	第六十五項
第六十六項	第六十六項	第六十六項
第六十七項	第六十七項	第六十七項
第六十八項	第六十八項	第六十八項
第六十九項	第六十九項	第六十九項
第七十項	第七十項	第七十項
第七十一項	第七十一項	第七十一項
第七十二項	第七十二項	第七十二項
第七十三項	第七十三項	第七十三項
第七十四項	第七十四項	第七十四項
第七十五項	第七十五項	第七十五項
第七十六項	第七十六項	第七十六項
第七十七項	第七十七項	第七十七項
第七十八項	第七十八項	第七十八項
第七十九項	第七十九項	第七十九項
第八十項	第八十項	第八十項
第八十一項	第八十一項	第八十一項
第八十二項	第八十二項	第八十二項
第八十三項	第八十三項	第八十三項
第八十四項	第八十四項	第八十四項
第八十五項	第八十五項	第八十五項
第八十六項	第八十六項	第八十六項
第八十七項	第八十七項	第八十七項
第八十八項	第八十八項	第八十八項
第八十九項	第八十九項	第八十九項
第九十項	第九十項	第九十項
第九十一項	第九十一項	第九十一項
第九十二項	第九十二項	第九十二項
第九十三項	第九十三項	第九十三項
第九十四項	第九十四項	第九十四項
第九十五項	第九十五項	第九十五項
第九十六項	第九十六項	第九十六項
第九十七項	第九十七項	第九十七項
第九十八項	第九十八項	第九十八項
第九十九項	第九十九項	第九十九項
第一百項	第一百項	第一百項

<p>第三号</p> <p>第二号</p> <p>第一号</p>	<p>第二号</p> <p>第一号</p> <p>第三号</p>				
<p>九条第一項及び第三項</p>	<p>第三号</p> <p>第二号</p> <p>第一号</p>	<p>第二号</p> <p>第一号</p> <p>第三号</p>	<p>第二号</p> <p>第一号</p> <p>第三号</p>	<p>第二号</p> <p>第一号</p> <p>第三号</p>	<p>第二号</p> <p>第一号</p> <p>第三号</p>

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二十条前条第一項の主務省令で
七条の規定による報告と併せて、
主務省令で

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第七十七条第一項（同法第四十条第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）、同法第三十一条第一項（同法第四十条第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）、同法第三十六条第一項（同法第四十条第三項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二号

第一号

第三号

附則（平成一八年二月二二日政令第三九七号）
この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

附則（平成一九年七月一三日政令第二〇七号）
この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年六月一三日政令第一九五号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二一年三月一八日政令第四〇号）
この政令は、平成二二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三一日政令第八六号）
（施行期日）

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この政令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五条の二第三号及び第四号の規定の適用については、平成二十二年三月三十一日までの間においては、これらの規定中「掲げる量」とあるのは、「掲げる量（同表の五の項の下欄のイに掲げる量を除く。）」とする。

附則（平成二二年三月三一日政令第二〇号）
（施行期日）

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の別表第八の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用する。

附則（平成二五年二月二七日政令第三七〇号）抄
（施行期日）

この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条（指定都市、中核市又は特別市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四十一条の改正規定を除く。）、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二七年四月一日から施行する。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 施行時特例市に対する第三十二条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第二十二條の規定の適用については、同条の表法第二十條の四第三項の項中「若しくは同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市若しくは地方自治法の一部を改正する法律（平成二六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附則（平成二七年三月三一日政令第一三五号）
（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二の規定により平成二十七年において報告すべき同条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量に関する報告については、なお従前の例による。

附則（平成二八年二月一七日政令第四三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年五月二七日政令第二三二号）抄
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年一月三〇日政令第三二九号）
この政令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年二月一三日政令第一八三三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和三年一月八日政令第三〇七号）
（施行期日）

この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年六月二四日政令第三三八号）抄
（施行期日）

1 この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十号）の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。

附則（令和五年三月二三日政令第六八号）抄
（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年九月一日政令第二七二号）
（施行期日）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

2 この政令による改正後の第四条から第七条まで及び別表第七から別表第十二までの規定は、令和六年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用する。

別表第一（第三条関係）

一 一般炭	キログラム	二十五・七	〇・〇二四七
二 ガソリン	リットル	三十四・六	〇・〇一八三
三 ジェット燃料油	リットル	三十六・七	〇・〇一八三
四 灯油	リットル	三十六・七	〇・〇一八五
五 軽油	リットル	三十七・七	〇・〇一八七
六 A重油	リットル	三十九・一	〇・〇一九九
七 B重油又はC重油	リットル	四十一・九	〇・〇一九五
八 液化石油ガス（LPG）	キログラム	五十・八	〇・〇一六一

九	液化天然ガス（LNG）		キログラム	五十四・六	〇・〇一三五
別表第二（第三条関係）					
一	木材	〇・〇一四四		〇・〇七四	
二	木材	〇・〇三〇五		〇・〇七四	
別表第三（第三条関係）					
一	液化石油ガス（LPG）	キログラム	〇・〇五〇八	〇・〇五四	〇・〇〇〇六一
二	都市ガス	立方メートル	〇・〇四四八	〇・〇五四	〇・〇〇〇六一
別表第四（第三条関係）					
一	灯油	リットル	〇・〇三六七	〇・〇〇九五	〇・〇〇〇五七
二	液化石油ガス（LPG）	キログラム	〇・〇五〇八	〇・〇〇四五	〇・〇〇〇〇九〇
三	都市ガス	立方メートル	〇・〇四四八	〇・〇〇四五	〇・〇〇〇〇九〇
別表第五（第三条関係）					
一	一般炭	キログラム	〇・〇二五七	〇・〇〇〇五八	
二	木材	キログラム	〇・〇一四四	〇・〇〇〇五八	
三	木炭	キログラム	〇・〇三〇五	〇・〇〇〇五八	
四	B重油又はC重油	リットル	〇・〇四一九	〇・〇〇〇〇一七	
別表第六（第三条関係）					
一	灯油	リットル	〇・〇三六七	〇・〇〇〇一七	
二	軽油	リットル	〇・〇三七七	〇・〇〇〇一七	
三	A重油	リットル	〇・〇三九一	〇・〇〇〇一七	
四	B重油又はC重油	リットル	〇・〇四一九	〇・〇〇〇一七	
五	液化石油ガス（LPG）	キログラム	〇・〇五〇八	〇・〇〇〇一七	
六	都市ガス	立方メートル	〇・〇四四八	〇・〇〇〇一七	
別表第七（第五条―第七条関係）					
一 石炭の生産、次に掲げる量を合算して得られる量					
原油若しくは天然ガスについては、環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘ごとに、算定排出量算定期間に掘、性状に關当該石炭の採掘の区分に応じ石炭の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで示す試験若しくは生産、原れる量を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得られる量					
油の輸送又は地熱発電施設における蒸気の生産					
ハ 算定排出量算定期間においてその性状に關する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に關する試験に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量					
ニ 次に掲げる量を合算して得られる量					
（一） 算定排出量算定期間において生産された原油（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下（一）において同じ。）の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該原油の一キログラム当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量					
（二） 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量（温度が二十五度で圧力が一バールの状態（以下「標準環境状態」という。）に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い					

排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量					
（三） 算定排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の一井当たりの点検に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量					
ホ 環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において輸送された当該原油の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キログラム当たりの輸送に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量					
ヘ 算定排出量算定期間における地熱発電施設において生産された蒸気の量（トンで表した量をいう。）に、当該蒸気の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量					
次に掲げる量を合算して得られる量					
一 セメントクリンカー、生石灰、算定排出量算定期間において製造されたセメントクリンカーの量（トンで表した量をいう。）に、当該セメントクリンカーの製造に伴い排出されるトンで表した量を算定し、当該セメントクリンカーの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量					
二 次に掲げる量を合算して得られる量					
（一） 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量					
（二） 環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩（炭酸塩を含有する鉱物に含まれるものを除く。以下（二）及び（三）において同じ。）ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該炭酸塩の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量					
（三） 炭酸塩を含有する鉱物で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において使用された当該鉱物（セメントクリンカー、生石灰、ソーダ石灰ガラス及び鉄鋼の製造に使用されたもの並びに耕地において肥料として使用されたものを除く。）の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素					

八 廃棄物の焼却	<p>イ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩（炭酸塩を含有する鉱物に含まれるものを除く。以下ロにおいて同じ。）ごとに、算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該炭酸塩の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された尿素の量（トンで表した量をいう。）に、当該尿素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第八（第五條―第七條関係）

一 燃料の使用	<p>燃料の使用に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下イにおいて「施設等」という。）の製造環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める燃料消費率又は電機消費率を算定し、当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位の電気量で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において製造されたコークスの量（トンで表した量をいう。）に、当該コークスの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 算定排出量算定期間における電気炉（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。）において使用された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>
二 石炭の生産	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘ごとに、算定排出量算定期間における当該石炭の採掘により生産された石炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該石炭の採掘の区分に応じ石炭の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

試験若しロ 算定排出量算定期間において製造された木炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該木炭の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

原油の輸送 環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

送若しハ 算定排出量算定期間において試験された原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の井数に、当該坑井の試験に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

天然ガス 環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

の輸送、ニ 算定排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の井数に、当該坑井の性状に関する試験に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

給又は地（一） 算定排出量算定期間において生産された原油（環境省令・経済産業省令で定める熱発電用のものに限る。以下（一）において同じ。）の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

（二） 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量（標準環境状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

（三） 算定排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の井数に、当該坑井の点検に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

次に掲げる量を合算して得られる量

（一） 環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において輸送された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量

（二） 環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において精製された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量

ト 算定排出量算定期間において輸送された天然ガスの量（標準環境状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

チ 次に掲げる量を合算して得られる量

（一） 環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間において都市ガスの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量

（二） 算定排出量算定期間において供給された都市ガスの量（標準環境状態に換算した千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの

<p>備考 この表において「ハイドロフルオロカーボン」とは、第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンをいう。</p>	<p>該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>二 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 算定排出量算定期間において整備が行われた自動販売機に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量</p> <p>(二) 算定排出量算定期間において整備が行われた自動販売機の台数に、当該自動販売機の一当たりの整備に伴い排出されるトンで表したハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ホ 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において廃棄された当該製品に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量</p> <p>(一) 家庭用電気冷蔵庫</p> <p>(二) 家庭用エアコンデিশヨナー</p> <p>(三) 業務用冷凍空気調和機器</p> <p>(四) 自動販売機</p> <p>(五) 自動車用エアコンデিশヨナー</p> <p>へ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 算定排出量算定期間においてポリエチレンフォームの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)</p> <p>(二) ポリエチレンフォーム以外のプラスチックで環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において当該プラスチックの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)</p> <p>ニ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 製造に伴い排出されるトンで表した当該プラスチックの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ト 算定排出量算定期間において噴霧器の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)</p> <p>チ 算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)</p> <p>リ 溶剤としての用途その他環境省令・経済産業省令で定める用途ごとに、算定排出量算定期間において当該用途に使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において当該用途に使用されたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
-------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第十一(第五条―第七条関係)

一 パーフルオロ算定排出量算定期間において製造されたパーフルオロカーボンの量(トンで表したロカーボン量をいう。)

ニ 次に掲げる量を合算して得られる量

(一) 当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

二 半導体素子等の製造

イ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)

ロ 次に掲げる量を合算して得られる量

(一) 当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量

(二) 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)

ハ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)

ニ 次に掲げる量を合算して得られる量

(一) 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)

ロ 次に掲げる量を合算して得られる量

(一) 当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量

(二) 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)

イ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)

ロ 次に掲げる量を合算して得られる量

(一) 当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量

(二) 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)

ハ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)

ニ 次に掲げる量を合算して得られる量

(一) 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)

ロ 次に掲げる量を合算して得られる量

(一) 当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量

(二) 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)

<p>出されるトンで表したパーフルオロエタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロエタンのうち適正に処理されたものの量（トン）で表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該ハイドロフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>へ 算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイス等の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふつ化窒素の量（トン）で表した量をいう。）に、当該三ふつ化窒素のトン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トン）で表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>ト 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において光電池の製造に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トン）で表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トン）で表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>三 溶剤等とし溶剤としての用途その他環境省令・経済産業省令で定める用途ごとに、算定排出量のパーフルオロカーボン量（トン）で表した量をいう。）から、当該使用されたパーフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トン）で表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>四 鉄道事業又は算定排出量算定期間において廃棄された鉄道事業又は軌道事業の用に供されていたは軌道事業整流器に封入されていたパーフルオロカーボンの量（トン）で表した量をいう。）かの用に供され、当該封入されていたパーフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理された整流器されたものの量（トン）で表した量をいう。）を控除して得られる量の廃棄</p>	<p>備考。この表において「パーフルオロカーボン」とは、第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンをいう。</p>	<p>別表第十一（第五条―第七条関係）</p>	<p>一 六ふつ化算定排出量算定期間において製造された六ふつ化硫黄の量（トン）で表した量をいう。）硫黄の製に、当該六ふつ化硫黄のトン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>二 マグネシウム合金の量（トン）で表した量をいう。）</p>	<p>三 半導体素子等の製造の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された六ふつ化硫黄の量（トン）で表した量をいう。）に、当該六ふつ化硫黄のトン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該六ふつ化硫黄のうち適正に処理されたものの量（トン）で表した量をいう。）を控除して得られる量</p>	<p>四 電気機械器具の製造等又はた六ふつ化硫黄の量（トン）で表した量をいう。）に、当該六ふつ化硫黄のトン当たり</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

<p>粒子加速の封入に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において使用に供されていた電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トン）で表した量をいう。）に、当該電気機械器具に封入されている一トン当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 算定排出量算定期間において点検された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トン）で表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トン）で表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>ニ 算定排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トン）で表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トン）で表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>ホ 環境省令・経済産業省令で定める粒子加速器ごとに、算定排出量算定期間において使用に供されていた粒子加速器に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トン）で表した量をいう。）に、当該粒子加速器の区分に応じ当該粒子加速器に封入されている一トン当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該粒子加速器ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>別表第十三（第五条―第七条関係）</p> <p>一 三ふつ化算定排出量算定期間において製造された三ふつ化窒素の量（トン）で表した量をいう。）窒素の製に、当該三ふつ化窒素のトン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した三ふつ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>二 半導体素子等の製造の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふつ化窒素の量（トン）で表した量をいう。）に、当該三ふつ化窒素のトン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した三ふつ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該三ふつ化窒素のうち適正に処理されたものの量（トン）で表した量をいう。）を控除して得られる量</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------